

(案)

仕 様 書

1 件名

文京区環境基本計画改定支援業務委託

2 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所

(1) 検討及び資料の作成等

原則、受託者の事業所内とする。

(2) 検討組織の運営支援及び各種打合せ等

原則、文京シビックセンター（文京区春日一丁目16番21号）内とする。

4 委託業務内容

(1) 文京区環境基本計画（以下、計画という。）の改定支援

計画対象期間は令和9年4月1日から概ね10年間とする。

ア 業務実施計画書の作成

計画改定の目的・視野範囲・スケジュール・体制・作業場所・作業手順等の全体管理に必要な項目を定義した「業務実施計画書」を作成すること。

なお、「業務実施計画書」には、計画したスケジュールに対する進捗管理の方法、提出する成果物の品質管理の方法、プロジェクト進行のなかで発生する、リスク・問題・課題管理の方法を記載すること。また、作成した「業務実施計画書」に基づき、計画改定を実施すること。

※業務実施計画書は、契約締結後速やかに提出し、改定業務の進捗に応じて、適宜改版を行うこと。

イ 指標や数値目標等の設定・施策内容の検討

(ア) 令和7年度に実施した基礎調査の結果及び整理した課題を踏まえ、新たな方針や計画の指標、数値目標等の設定・施策内容等の検討を行うこと。

a 基本方針の検討

b 環境目標の検討

c 環境施策の体系の検討

d 体系別環境配慮指針の検討

(イ) 計画の改定にあたって、以下の個別計画と関連したものを作成すること。

a 文京区地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）

b 文京区役所ゼロカーボンオフィス実行計画（事務事業編）

c 文京区生物多様性地域戦略

d 文京区みどりの基本計画

e 文京区一般廃棄物処理計画

(案)

(ウ) 次の項目に関しては、指標や数値目標等の設定・施策内容の検討にあたり特に考慮すること。

- a 2050 年カーボンニュートラル
- b 気候変動分析・将来予測
- c 第7次エネルギー基本計画
- d 生物多様性国家戦略 2023-2030
- e 第五次循環型社会形成推進基本計画

ウ 推進体制・進行管理体制の検討

計画の推進体制、進行管理体制（評価・見直し等の仕組み）等を検討し、具体的に提案すること。

エ ワークショップ運営支援（開催2回程度）

改定計画における理念や将来像等について、区民や学生、文京区環境ライフサポーター等が意見交換をすることを目的としたワークショップ開催し、意見を集約し協議会等へ提言を行う。

- (ア) 企画・計画・準備（必要な物品準備及び資料作成等）
- (イ) 開催運営支援（当日運営、資料説明、テーブルマナー、各テーブル取りまとめ、全体意見の取りまとめ等）及び意見の対応整理
- (ウ) その他

オ パネル展示型区民説明会運営支援

- (ア) 企画・計画・準備（必要な物品準備及び資料・展示用パネル作成等）
- (イ) 開催運営支援（当日運営、資料説明、質疑応答支援等）
- (ウ) 意見要旨及び意見に対する区の考え方の作成
- (エ) その他

(2) 検討組織の運営支援

ア 庁外検討組織

学識経験者、関係団体代表者、事業所、公募区民、関係機関及び区職員により構成し、委員等数は20人程度とする。年4回程度開催予定。

イ 庁内検討組織

区課長級職員により構成し、委員数は20人程度とする。年4回程度開催予定。

ウ 運営支援の内容

- (ア) 会議への出席
- (イ) 会議の事前準備、資料（委員意見照会用資料を含む。）の作成（必要部数のコピー及び必要に応じて補足資料の作成及びコピーを含む。）
- (ウ) 会議での資料等の説明
- (エ) 会議における意見の整理
- (オ) 議事録（要旨）作成（録音・要点記録）

(案)

会議終了後、受託者は議事録を作成し、1 か月以内に事業執行担当者に提出すること。

※議事録の仕様

・紙

A 4 判、両面印刷、1 部

・データ

Word 形式、電子媒体 (CD-ROM) 1 枚

※録音した音声データは、議事録データとともに電子媒体 (CD-ROM) に格納の上、提出すること。

※議事録の形式等については、別途事業執行担当者と打ち合わせの上、決定する。

(カ) 会議に係る質疑応答への対応支援

(キ) 会議開催に係る事務局との準備、打合せ等への支援 (随時)

(3) その他改定業務に必要な支援

ア 打合せ・協議

契約履行上及び会議・協議会のために必要な打合せ等に出席し、助言する等の支援及び情報共有を図るための定例的な打合せを実施すること。

イ 区ホームページ・区報等にて公開する資料の作成

検討経過等及び改定計画をホームページで公開するための資料 (PDF 等) を作成し、事業執行担当者に提出すること。また、区報に掲載する場合は掲載資料の作成支援を行うこと。

ウ 骨子案及び素案の作成支援

協議会の議論等の意見を踏まえ、骨子案及び素案を作成する。

エ 素案のパブリックコメント及び意見募集対応支援

区は素案に対してパブリックコメント (区民意見公募) を実施する。また、これからの時代を担う若い世代の意見を取り入れるため、小・中学生向けにも意見募集を行う。

(ア) 閲覧資料の作成

実施に際し、受託者は閲覧場所 (行政情報センター等) に備え付ける閲覧資料及びホームページで公開する閲覧資料 (PDF 及び動画等) を作成する。また、閲覧資料の内容は、事業担当者と協議の上、決定する。

(イ) 意見の整理・分析及び区の考え方の作成

素案のパブリックコメント期間中に寄せられた意見を整理及び分析し、意見に対する区の考え方を作成する。また、必要に応じて資料の作成を行う。

※意見に対する回答は区で行う。

(ウ) 小中学生向け意見募集

(案)

素案についての小中学生向け閲覧資料（PDF 及び動画等）を作成する。意見募集期間中に寄せられた感想等を整理及び分析する。

オ 議会報告資料の作成

素案、最終案等を区議会へ報告するための資料を作成する（必要部数のコピーを含む。）。

(4) 文京区環境基本計画（改定版）等の作成

文京区環境基本計画（改定版）の本編及び概要版（一般向け及び子ども向け）を作成する。作成にあたっては、区民が手に取り、見て分かりやすい仕様・デザイン・構成に配慮すること。

5 成果品

(1) 報告書

作成データ及びその根拠資料、検討内容、検討結果等を取りまとめ、報告書として提出すること。ただし、事業執行担当者との協議によりその一部を変更又は省略することができる。

・改定支援業務委託報告書

A4 バインダー綴り 2部

(2) 文京区環境基本計画

A4 4色刷り 400部

(3) 文京区環境基本計画概要版（一般向け）

A4 4色刷り 12頁程度 5,500部

(4) 文京区環境基本計画概要版（子ども向け）

A4 4色刷り 8頁観音折 11,000部

上記(2)、(3)、(4)の3点については、以下の仕様で作成すること。

ア カーボンオフセット等を実施し、その証明書を提出すること。

イ ベジタブルオイルインキなど環境に配慮したインクを使用すること。

ウ FSC認証の製品を使用すること。

エ リサイクル適性Aの印刷物にすること。

オ 文京区ホームページ公開用として CD-ROM（Word 形式、PDF 形式等）を納入すること。

※提出ファイルの形式については事業執行担当者の指示に従うこと。

文京区環境基本計画 : 全章及び章別 各1枚

文京区環境基本計画概要版 : 大人向け及び子ども向け 各1枚

(5) 納品場所

文京シビックセンター17階 環境政策課

※成果品の納品に当たっては、社内照査を踏まえること。

(案)

6 業務実施上の条件

- (1) 文京区の地理的条件、特別区の一区である状況、産業・人口構成等を考慮したものであること。
- (2) 本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこと。事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更してはならない。

7 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

8 契約不適合責任

本契約が完了し、成果物等が納入された後、内容に不備、不足等の瑕疵が発見された場合は、受託者の責任においてこれを訂正しなければならない。

9 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1) に関することを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (3) 本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこと。区事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更してはならない。
- (4) 本件委託業務のために作成した報告書等の著作権及び著作権は、文京区に帰属する。ただし、写真等の素材について、他に著作権を有している者がいるときには、その使用に関する手続きについて、必要に応じて受託者が支援すること。

なお、使用料が発生するものに関しては使用しない。また、使用権を得て使用する写真等の素材についての著作権の区への譲渡はないものとする。

- (5) 本契約の履行に当たり知り得た情報は、本委託業務以外に使用し、又は公開しないこと。

なお、この件については、本契約終了後も継続する。

- (6) 本契約を遂行する上で、業務の一部について、第三者に再委託をする必要があるときは、あらかじめ、再委託をする業者名、再委託等の内容を区に書面をもって報告し、承諾を得なければならない。また、再委託等を請けた業者にも、この契約内容を遵守させなければならない。

- (7) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (8) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。

(案)

- (9) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (10) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (11) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (12) アスベストを含有していない製品を納品すること。
- (13) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (14) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (15) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

10 連絡先

事業執行担当者	資源環境部環境政策課脱炭素担当	下江	電話 5803-1276（直通）
契約事務担当	総務部契約管財課契約係		電話 5803-1150（直通）